

# 第1巡目の認証評価に基づく分野ごとの傾向と提言

清永 敬文・島岡 清美・今泉 亜希子

- I はじめに
- II 評価結果の傾向, 原因分析及び提言
  - 1 第1分野
  - 2 第2分野
  - 3 第4分野
  - 4 第5分野
  - 5 第6分野
  - 6 第7分野 (新基準第9分野)
  - 7 第9分野 (新基準第8分野)
- III おわりに
- IV 別紙
  - 1 評価基準ごとの評価結果のまとめ
  - 2-1 新評価基準
  - 2-2 旧評価基準

## I はじめに

公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）は、法科大学院が学校教育法109条3項及び同法施行令40条に基づき5年に1度受けることを義務付けられている認証評価について、同法110条に基づき2004年8月31日に文部科学大臣から評価機関として第1号の認証を受け、2006年下期から2009年度上期まで合計28校の認証評価を実施した。

また、その後、評価基準等について、主として、

- ① それまでの評価経験を踏まえてより効果的かつ効率的な評価が可能となる基準を目指す。
  - ② 法科大学院制度創設期が終了し発展期を迎える現下の状況等に合わせた評価が可能となる基準を目指す。
  - ③ 法令等の改正等に対応する。
- という3つの観点から、改定を行った。

そこで、前記合計28校の第1巡目の認証評価の結果に関し、各基準ごとに評価結果を円グラフ等で示した資料を添付するとともに（後記IV）、そのうちのいくつかの基準を取り上げて、評価結果の傾向と原因分析、そして第2巡目の評価に向けた提言ないし新評価基準との関係での留意事項等を述べていくことによって（後記II）、第1巡目の認証評価の総括を試みることにしたい。

なお、本稿は、筆者らの私見に基づくものであることをあらかじめお断りしておく。

## II 評価結果の傾向, 原因分析及び提言

### 1 第1分野

#### 【1-1-1 (法曹像の周知)】

##### (1) 評価結果の傾向

A, B評価がほとんどである。

##### (2) 原因分析

法曹像をどのように設定しているかについては、それぞれの法科大学院の考え方に委ねられているため、その内容自体によって評価が変わることはほとんどなく、その法曹像が掛け声だけに終わらず、いかに具体的に反映されているかという点で評価の差が出ている。設定した法曹像について、学生への周知、教員への周知、カリキュラムへの反映などの点で十分な理解や浸透がない場合には、B評価となる場合が多く、このケースが半数程度である。

法曹像の周知については、多数の法科大学院がホームページを開設するなどして、ある程度標準的に整備されているため、評価にさほど差は出ないが、十分に周知することは、意識的に行えばできることであるため、少しでも欠如している部分があると「非常に良好」とは判断されない傾向にある。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

周知の方法については、ホームページや募集要項に記載をすることは平均的なことであるため、今後は、その内容をいかに充実させるかという点が、評価の良し悪しを決めることになると思われる。各法科大学院においては、周知内容に漏れていることがないかどうか、改めて、点検をしてみることが有益であろう。

また、内容面については、上述のようにいかに具体的な反映がされているかが重視されることから、掲げている法曹像、理念がどれだけ学生に理解されているかを、現実の学生の科目選択の状況などに鑑みて把握し、不足している場合には、学生や社会へのアピールを強化することも必要と思われる。

教員に対する浸透状況について、第2巡目には共通の到達目標という視点が新たに加わることから、その設定を一つの機会として、教員間でカリキュラムや授業内容を協議するにあたり、今一度、掲げている法曹像を意識してみることが有意義であると思われる。

【1-2-1（自己改革）】

(1) 評価結果の傾向

比較的C評価が多く、また、A評価となることはほとんどない基準である。

(2) 原因分析

第1巡目は、まだ立ち上がりの時期であるため、「自己改革」といっても体制

を整備することまで留まっていることが多く、中長期的視野に立った実質的な自己改革活動まで進んでいる法科大学院は少なかったため、評価結果についてもB、C評価が多くなっていると思われる。単に認証評価対応に留まらない、実質的な活動が望まれており、その充実度、改善を要する点の有無、組織整備の状況によってB、C評価が分かれている。成果が具体的に見えている場合にAなどの高評価となっている。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

第1巡目は、まずは自己改革という文化を浸透させること、すなわち規定や組織の整備、自己点検・評価報告書作成等の認証評価対応が第一歩として求められたが、第2巡目では、それらは当然のことであり、最低ラインということになる。本来、自己改革は認証評価対応のためのものではなく、法科大学院の質を向上させるために必要なものであるから、中長期的観点からの活動をさらに充実させていくことが求められる。第2巡目においては、そこまで至ってはじめて標準的といえることを意識することが必要であろう。

また、修了生の進路の把握と検証という点について、第1巡目においても、入学者数や司法試験合格状況が著しく低迷し続けているにもかかわらず、満足な自己改革の取組ができていない場合には厳しい評価となったところ、今後は、それが基準に明示されたこともあり、第2巡目においては、入学者数や司法試験の結果分析とそれらへの対応は、自己改革の一つの指標となると思われる。ただし、重要なことは、あくまでも教育の質を向上させるという観点からの改革であり、合格率向上そのものが目的ではないこと

に留意する必要がある。

### 【1-3-1 (情報公開)】

#### (1) 評価結果の傾向

圧倒的にB評価が多い。A評価も一定割合存在する。C、D評価はほとんどない。

#### (2) 原因分析

情報公開の手段として、パンフレット等は従来から一般的な媒体として用いられており、また、昨今のインターネット時代を反映し、どこの法科大学院も最低限ホームページは持つ状況となっていることから、「情報公開」という点ではほとんど差がつかない基準である。そのため、C、D評価はほとんどない。

したがって、A、B評価を分けるものは、ただホームページを設けているというだけでなく、公開情報の内容の充実と、それを支える組織体制の整備である。ホームページなどを設けること自体は標準装備として誰でもできるが、発信されている情報が必要かつ十分なものであるか、正確であるか、更新されているか等については、関心の高さ、力の入れ方が如実に表れるため、継続的な努力が必要とされる。

また、これらの作業を職員の個人的な作業でまかなうことは限界があるため、内容の充実のためには組織的基盤も必要となると思われるが、これらが整っているところは少なく、B評価が多くなっている原因と思われる。

また、ホームページなど比較的容易に設けられるもの以上の多様な情報媒体(マスメディア、コンピューターネットワーク)を利用する法科大学院教育支援システム(以下「教育支援システム」とい

う。)、意見交換会など)を利用して、情報発信・収集に務めているような場合にはA評価となっている。

#### (3) 第2巡目に向けた提言(新基準との関係)

これまでは、主として、情報公開の手段の多様性や組織的整備が求められてきた。内容の充実も当然求められてきたが、どのような情報をどこまで開示すれば十分であるといえるのか判然としない部分もあり、一部不十分なところがあったとしても、ある程度の公開があれば標準的としてB評価となっていた。

しかし、新基準では、開示すべき情報は細かく列挙されるに至った。そのうえ、基準の重要度も「●」から「◎」基準に格上げされた<sup>1</sup>。

法科大学院の存在意義が社会的にも大きく議論される情勢の中、法科大学院が社会に対する説明責任を果たすことは重要であることにも鑑みると、第2巡目においては、本基準も重みは増すものと思われる。

各法科大学院においては、第2巡目にあたり、公開している情報に抜けがないか、公開の方法は十分か、評価基準解説に照らし合わせて、今一度チェックをすることが有用であろう。

### 【1-5-1 (特徴の追求)】

#### (1) 評価結果の傾向

A、B、C評価がきれいに3分の1ずつ分布している。

#### (2) 原因分析

特徴の設定は各法科大学院に委ねられていることから、その内容そのもので優劣がつくことはないが、実務教育の重視や、理論と実務の架橋など、法科大学院

1 基準の「◎」は法令由来基準(設置基準等の法令に由来する評価基準)であり、「●」は追加基準A(法令由来基準以外で重要な評価基準)である。詳細は、法科大学院評価基準を参照のこと。

全体に求められている点を特徴として挙げるに留まるような場合には、平均以上の取組がなされていないとして、BあるいはC評価に留まることが多い。逆に、あまりに特異な内容を掲げすぎて、効果が見られていないためにB、C評価に留まるものも見受けられた。結局、重要視されていたのは、どれだけ徹底して取り組むことができているか、取組が成果を上げているかとの点であったと思われる。

特徴として概念を掲げるだけでなく、カリキュラムや制度などに、具体的方策として具現化していることや、学生が理解・関心を示し取り組んでいるか（履修者数が一定数確保されているか）との点から、充実度の違いが評価され、多段階評価の違いに結びついている。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

法曹像の周知と似通っている部分がある基準であるため、基準改定においては、その編成を1-1のすぐ後に配置した。

また、特徴の内容について、第1巡目では、「法曹像」との関係性に限定して解釈している法科大学院が多く見受けられたため、それ以外でも特徴としていえるものであれば掲げて構わないことを明確にするため、新基準では、特徴の定義づけについて、「当該法科大学院が特徴と位置づけるものを広く含む。」との文言を追加した。

本基準に関しては、新基準になったことにより、法科大学院にとっては、無理に特徴を押し出すよりも、真に社会に必要とされ、また、当該法科大学院が育てたい法曹に結びつくと思うものを、一般的か否かにとらわれず自由に設定することが可能となった点で、以前よりも対応しやすい基準になったのではないと思われる。

## 2 第2分野

### 【2-1-1（入学者選抜基準等の規定・公開）】

(1) 評価結果の傾向

ほとんどがB評価だが、再評価要請付C評価、D評価も1校ずつ存在する。

(2) 原因分析

従前は、明確な合格基準点の設定を行っておらず、その後、合格基準点を設定したものの、当該基準が、適性を有する者を選抜する基準として有効に機能するか疑問があるとされたもの（D評価）、未修者選抜であるにもかかわらず、法律関連試験の結果等を考慮していた点（再評価要請付C評価）が、それぞれ問題とされた。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

未修者選抜において、法的な知識を問う試験を課したり、法律関連試験の結果等を考慮することは、旧基準においても当財団は明確に否定しているところであり、このような事態は第2巡目の評価では減少するものと予想される。

他方、当該法科大学院が定めた合格基準が、選抜基準として有効に機能するかという点は、第2巡目においては、法科大学院において何らかの取組が求められることが予想される。すなわち、新基準においては、「競争倍率（受験者数÷入学者数）が低い場合などには、当該法科大学院への入学が適切な者を選抜するよう特に慎重な配慮・取り組みが要求される」こと、この場合、単に成績上位者から合格させるだけでは適切な選抜とは評価できないことが基準・解説に明記されたことから、今後は競争倍率が低い法科大学院においては、適切な選抜と評価されるための工夫が必要とされる。

なお、これは、上記の競争倍率が確保



されていれば、適切な選抜がなされると直ちに評価されるということではない。例えば、入学定員が40人で、受験者数が20人だった場合において、入学者が5人だったとすると、競争倍率は4倍であるが、そのようなケースでも、成績上位者から合格させていることが、適切な選抜と評価されない場合もあり得る。

さらに、「当該法科大学院への入学が適切な者の選抜」との関連で、法科大学院全国統一適性試験の「適切な」使用も解説に明記された。法科大学院によっては、独自に合格最低ラインを定めているところもあるが、それに限らず、適切な使用については、個別具体的に検討されることになろう。

もっとも、法科大学院としては、他方で「多様性の確保」(2-3)も求められており、「入学が適切な者の選抜」と「多様性の確保」という双方の基準を満たす入学者選抜を行うことは、第2巡目における大きな課題の一つになると考えられる。

#### 【2-2-1 (既修者選抜基準等の規定・公開)】

##### (1) 評価結果の傾向

C評価が多く見られる(全体の半数)。

##### (2) 原因分析

可否判定基準の不明確さ、試験時間の短さ、試験科目の一部において択一試験のみしか課していないなど、理由は多岐にわたるが、根本にある問題が、既修者としての能力を備えている者を選抜できていないのではないかという点にあることは共通している。

##### (3) 第2巡目に向けた提言(新基準との関係)

当該法科大学院の定めた選抜基準が有効に機能しているかについて、法科大学院に何らかの取組が求められる点、すな

わち、

①新基準においては、「競争倍率(受験者数÷入学者数)が低い場合などには、当該法科大学院への入学が適切な者を選抜するよう特に慎重な配慮・取り組みが要求される」こと、この場合単に成績上位者から合格させた場合は適切な選抜とは評価できないことが基準・解説に明記されたことから、今後は競争倍率が低い法科大学院においては、適切な選抜と評価されるための工夫が必要とされること。

②競争倍率が低いとはいえない場合においても、均しく工夫が求められる場合があり得ること。

上記2点については、2-1-1と同様である。

また、今後は未修者・既修者の年間6単位の例外との関係で、履修免除対象となる科目が増加する一方、既修者認定がなされながら、合格点に達しないため非免除となる科目も現れることが考えられる。その際に(特に融合問題などの場合)、どの科目が非免除となるのか、その基準や、合格判定基準の明確性などがより一層求められることになると思われる。

### 3 第4分野

#### 【4-1-1 (FD活動)】

##### (1) 評価結果の傾向

B、C評価のみであり、若干B評価が多い。

##### (2) 原因分析

FDという文化は、従来の日本の大学教育ではあまり馴染みのないものであったが、どの法科大学院も試行錯誤しながらも体制の整備をしているため、D評価がつくことはなかった。しかし、立ち上げの期間に、体制整備のみならず内容についても充実させるところまで到達することは困難であったと思われ、そのため、

A評価がつくこともなかったものと思われる。

B、C評価が分かれる原因は、組織体制や取組の質の違いにあり、組織体制をある程度整えてはいても不足がある場合には、C評価になる傾向があった。

また、組織体制は整っていても、実際には、FD活動が一部の教員に集中し、全体として共有できていない場合や、非常勤講師等が主要科目を担っているのに参加していない場合、授業参観や外部研修は行われているものの活発ではなかったり、授業内容への反映まで至っていなかったりした場合、個別の制度の検討に追われて全体的な視野からの検討がないような場合など、いくつかの消極的評価が重なると、C評価になる傾向があった。

全体として見ると、第1巡目においては、B評価の場合も含めて、FD活動が、法科大学院全体として取り組まれている場合は少なく、教員間で共有されていないケースが非常に多かった。

また、FD活動の成果が、教育内容・方法の改善にまで結びついて効果を上げられているところもほとんど見られず、A評価がない原因となっていた。

### (3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

第2巡目においては、創成期を過ぎ、内容の充実度も求められることから、成果に結びつかせるための方策・工夫を講じることがなされていないと、低い評価に留まることが予想される。

活動内容がいかに充実していても、それが成果に結びついていないのであれば、FD活動は意味がないため、体制を整えるのに精一杯であった第1巡目では深入りすることのできなかった「成果」の部分に、第2巡目では焦点を当てることになるとと思われる。

したがって、第1巡目は、FDを実践することがまず求められ、逆に、実践がある程度されていれば充実していると評価されB評価とされてきたのに対し、第2巡目はある程度の実践だけでは標準に過ぎないとして、C評価となる可能性が高い。

各法科大学院においては、第2巡目に向けて、これまでのFD活動について「成果に結びつける」という観点から、改めて見直し、成果に結びつけるための方策・工夫を実行していく必要がある。

### 【4-1-2（学生評価）】

#### (1) 評価結果の傾向

3分の2以上がB評価、残りはほとんどC評価である。A評価は1校、D評価はない。

#### (2) 原因分析

本基準の評価対象は、基本的には学生アンケートが中心であり、それを実行していない法科大学院はまず存在しないことから、D評価はない。

しかし、アンケート以外にも、学生の評価を把握する手段は多様にあることから、どのような方法を採用しているか、その方法が適切であるか、回収率等効果を上げられているかとの点では、取組方に差が生じており、それがB、C評価を分ける原因になっていると思われる。

主として、C評価となる原因は、制度は設けていても、回収率が著しく低い場合や、実施しただけで分析を試みていない場合、学生へのフィードバックがされていない場合、アンケートが記名式であるなど制度的に学生が安心して意見を開陳できる環境が整えられていないような場合である。

B評価に留まる原因としては、教育内容や方法の改善に活かすための組織的・積極的な取組をしていない場合、回収率

が十分ではなかったり、意見交換会への参加が少なかったりする場合、教員がアンケートに過剰反応し学生が萎縮しているような場合である。

唯一A評価であった法科大学院は、アンケート結果を組織的に分析し、詳細な報告書を作成して個々の教員に知らせてコメントを求めたり、アンケート以前の教員自身の評価と比較したりするなど、教員に対し還元する工夫を講じており、授業内容の改善に活かせるような取組をしているうえ、アンケート結果の学生に対する公表も実施されており、フィードバックも適切になされているところであった。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

新基準では、単に制度を設けるだけでなく、アンケートの方法、運用、アンケートに対する教員の反応などを含めて、学生が自分への成績評価等を気にすることなく、本当に自由に回答できる環境となっているかが求められる。

#### 4 第5分野

##### 【5-1-1（科目設定・バランス）】

(1) 評価結果の傾向

他の評価基準に比して、A評価が比較的多い部類の基準の一つである。

他方で、C評価や、再評価要請付C評価、D評価も多く見られる。

(2) 原因分析

A評価が多いのは、「法律実務基礎科目のみで6単位以上履修」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上履修」、「法律基本科目以外で33単位以上履修」という各ルールがカリキュラム及び履修登録の制度上も担保されており、かつ、実際の履修状況もこのルールを充足していれば、本評価基準の求めるものを十分に満たし

ているからである。

評価報告書においても、「授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定されており、修了までに、『法律実務基礎科目のみで6単位以上』、『基礎法学・隣接科目のみで4単位以上』、かつ『法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上』が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が配慮されている。」、「授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべての科目群にわたって開設されており、形式的には各科目群の科目をバランスよく履修されるようになっていて、履修が偏らないようにする配慮は非常に良好になされている。」等の記述が見られる。

他方、C評価や、再評価要請付C評価、D評価も多く見られるのは、法科大学院の法律基本科目の偏重姿勢に起因する。すなわち、科目名や配当科目群においては展開・先端科目とされていても、その実質は法律基本科目となっている科目があり、この実質に従って履修単位を計算し直すと、「法律基本科目以外から33単位以上履修」というルールを充足しないか不十分な状態となるからである。

評価報告書においても、学生の履修状況を詳細に認定した上、「展開・先端科目と分類した科目の中に実質的には法律基本科目と分類できる科目があるため、履修が偏らないような配慮が不十分で改善の必要がある。」、「法律基本科目以外で33単位以上を履修するような工夫がされているとはいえ、授業科目の履修が著しく法律基本科目に偏らないよう配慮がなされているとは認められない。」、「実質が法律基本科目に極端に偏ったカ

リキュラムとなっており、科目の配置にも問題があるなど授業科目の履修が偏らないような配慮がなされていない。」等の記述が見られる。ただし、若干数の学生について履修が少し不足しているケースでは、改善の見通しが立っていることを条件として、直ちにD評価とはしない柔軟な対応が取られている。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

法律基本科目が重要であり、法科大学院の学生の学修において重視されるべきであることは多言を要しない。

しかし、そこには自ずと限界があり、法科大学院を含む現在の法曹養成制度の下では、法科大学院の修了者は、法律基本科目のみならず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目もバランスよく修得していることが求められている。

したがって、カリキュラムが法律基本科目に偏重することのないよう十分留意することが必要である。

また、新基準においては、法律実務基礎科目の履修単位数が「6単位以上」から「10単位以上」に引き上げられた。

したがって、法律実務基礎科目群の拡充が必要とされる。もっとも、第1巡目の評価における各法科大学院の状況に鑑みれば、この引き上げに対する対応はそれほど困難なものではないと思われる。

【5-1-2（科目の体系性・適切性）】

(1) 評価結果の傾向

A評価はほとんどなく、B評価とC評価が多い。

また再評価要請付C評価やD評価がなされることも多い。

(2) 原因分析

A評価の理由は、各科目群における科目の開設状況が非常に充実し、3年間で

段階的・発展的に法曹養成に必要な科目を履修できるよう十分に工夫されているというものである。

他方、A評価がほとんどなく、B評価とC評価が多いことの原因の一つは、結局のところ、再評価要請付C評価やD評価が多く見られる原因と共通しており（さらには5-1-1とある程度共通するが）、科目名や配当科目群と実質とが異なる科目が多いため、科目の適切性を欠くこととなるケースが多かったというところにある。

評価報告書においても、「適切性という観点から見ると、展開・先端科目群の中に同科目群の科目としては不適切なものが2科目ある。したがって、授業科目の開設状況は良好であるものの、授業科目の適切性の観点から、非常に良好とまではいえない。」「展開・先端科目群に法律基本科目と評価される科目が数多く含まれており、適切性に重大な問題があるため、不適合であると評価せざるを得ない。」等の記述が見られる。

また、司法試験受験対策に過度に偏重した科目が設けられていたためにD評価とされた例もあった。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

5-1-1に関して記載したとおり、法律基本科目に偏ることのないよう注意が必要である。

また、新基準においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた3年間にわたる授業科目全体の体系性が適切に検討・検証されることが求められるようになったので、この観点から法科大学院全体で協議・検討・検証を行う必要がある。

なお、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」としてどのようなものを



法科大学院が設定しているかという点については、新基準の9-1において評価される。

#### 【5-2-2（履修登録の上限）】

##### (1) 評価結果の傾向

適合が大半を占めるが、他の基準に比べると、再評価要請付適合や不適合も目立つ。

##### (2) 原因分析

本評価基準は数値基準であるので、その数値をクリアしていれば基本的に適合となる。

他方、再評価要請付適合や不適合の理由として見られるのは、修了単位に算入されないいわゆる無単位科目が、その実質（受講者数、授業内容等）に照らして、修了単位に算入される正規科目と何ら変わらず、正規科目と同様に履修登録単位数に算入されるべきであると認定された場合などである。上記無単位科目の中には、法律基本科目の授業を実質的に補完する趣旨のものもあり、ここにも法律基本科目偏重の傾向が表れている。

評価報告書においても、「修了単位に算入されない科目を設定してこれを履修登録の例外とする取扱いは、学生の自学自修を促す履修登録制限の趣旨を潜脱するものと評価でき、1年次の履修登録の上限を逸脱している。」等の記述が見られる。

##### (3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

法律基本科目の偏重に関しては、5-1-1において既述のとおりである。

第1巡目においては、年間履修登録単位数が36単位をわずかに超えている場合に、その超過原因・理由や超過者の数等を考慮して例外的に適合とした例があるが、第2巡目においては、学生の自学自修の確保という見地から、より厳格に評

価されると思われる。

また、新基準においては、中教審法科大学院特別委員会の2009年4月の「法科大学院教育の向上のための改善方策について（報告）」を踏まえ、①法学未修者教育の充実の見地から、1年次における法律基本科目の履修単位数を増加させる場合と、②法学既修者について、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一部につき履修免除を行わず、2年次に履修させる場合には、年間36単位を超えて42単位までの履修が例外的に許容されることとなった。ただし、原則はあくまで年間36単位以下であり、上記の例外的場合においても、学生の自学自修を阻害しないよう工夫・配慮が必要であることに留意を要する。

## 5 第6分野

#### 【6-2-1（理論と実務の架橋）】

##### (1) 評価結果の傾向

C評価が多く、全体の半数を占める。他方、D評価とされたことはない。

##### (2) 原因分析

C評価となっているのは、主に、そもそも「理論と実務の架橋の意義」についての検討が不十分であったり、検討はされていても、教員間で認識の共有がなされていない場合と、「理論と実務の架橋の意義」についての検討は一応あっても、それが授業において展開されていない（されていても、個別の教員の努力に留まる）場合の2つである。

評価報告書においても、「理論教育と実務教育を目指した授業が法科大学院に必要とされる水準には達しているが、質的・量的にはいまだ不十分であり、充実しているとはいえない」、「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業は一部の教員の試みにとどまっている」等の記述が

見られる。A評価の理由は、「理論教育と実務教育の架橋」の意義のとらえ方が制度理念に沿っていることや、それが教員間で共有されていること、また、「理論教育と実務教育の架橋」を意識した教育システムが体系的に構築されていること、授業における工夫がある点が挙げられる。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

新基準との関係では、基準そのものに変更がないため、これまでの視点とそう大きく変わる部分はないと思われる。

ただ、第2巡目に至っては、「理論と実務の架橋」の意義については、各法科大学院において様々な検討が行われてきているはずであり、意義についての検討や教員間での認識は、原則としてなされているはずであるという姿勢で評価に臨むことになると思われる。

【6-2-2（臨床教育）】

(1) 評価結果の傾向

C評価が多く見られる。ただ他方、A評価も多く見られるのが特徴である。D評価とされたところはない。

(2) 原因分析

C評価の原因は、エクスターンシップが存在しない、クリニックが開講されていない、という場合がほとんどである。あるいは、当該科目が、一応科目として存在しても非正規科目であったり、受講生が極めて少ないなどの場合も評価は低い。

評価報告書においても、「臨床科目の中核であるクリニックが一部の実務家教員の裁量に任されており、カリキュラムとして確立しておらず、エクスターンシップも開設されていないなど、内容面、体制面で不十分であり」、「臨床科目を含む選択科目の受講の選択の幅が少ないこ

ともあって、臨床教育科目の受講生数はいずれも極めて少なく、受講生に対する配慮が不十分である」等の記述が見られる。

逆に、リーガルクリニックやエクスターンシップが充実しており、受講生も多いという法科大学院も多く、その場合はA評価とされている。

(3) 第2巡目に向けた提言（新基準との関係）

6-2-1と同様、基準そのものの変更はないため、視点自体が大きく変わることはないが、第2巡目にいたっては「臨床科目とは何か」というコンセンサスは得られつつあり、またクリニックやエクスターンシップ、模擬裁判などの手法や取組について、知識も実績も蓄積されてきているはずであるから、クリニックやエクスターンシップといった科目が開設され、適切に運営されているかについては、より一層厳しく評価されることになると思われる。

6 第7分野（新基準第9分野）

【7-1-1（法曹養成教育）】

(1) 評価結果の傾向

本基準における評価結果は、B評価とC評価でほぼ2分されている。

(2) 原因分析

A評価がなされた理由は、法曹に必要なマインド・スキルを適切に設定し、法曹養成の理念の実現を積極的に追求しようとしており、その取組姿勢が非常に充実している、というものであった。

他方、B評価とC評価でほぼ2分されているのは、残念ながら、法曹養成教育の理念・理想に照らし、なお改善を要する法科大学院が多かったからである。

評価報告書においても、法曹養成教育の状況について積極的に評価できる事実

も挙げつつ、「(法曹に必要な)資質と能力の養成方法についての教員間の認識の共有化がなお不十分である」、「各学生の資質・能力がどの程度向上したかの確認作業は、各教員の個別判断にゆだねられており、法科大学院の教育システムを統合的観点から評価し、向上させるという組織的な視点と活動は、FD活動を含めて、いまだ確立されているとはいえない」、「学生が自発的に発言し、自ら問題を発見し、自らの知識を確認していく双方向・多方向型の授業形式を採る授業が多くないこともあって、総じて法的知識以外の法曹に必要とされる能力、殊に問題発見能力、文章表現能力、法的調査能力、批判的検討能力を涵養する教育となっていない」、「相当数の学生が、基礎的法知識の獲得に精一杯であり、受身的な学習を脱して実践的・創造的な能力を旺盛に獲得していく域には達していない感がある」等、改善点が様々に指摘されている。

なお、再評価要請付C評価が1校存在しているが、これは、入学者選抜から修了認定までの各段階に構造的かつ深刻な問題があり、今後の法曹養成教育の計画・内容自体、入学者選抜の状況を踏まえ本当に機能するものか確認する必要があることが原因であった。

### (3) 第2巡目に向けた提言(新基準との関係)

本評価基準は、他機関の認証評価基準と比べて非常に特徴的な評価基準であるが、新基準においては、旧基準の性格・位置づけを発展させ、入学者選抜から修了認定までの教育課程全般を通じて、法曹に必要なマインド・スキルを養成する教育となっているか、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が適切に設定され、その基本的な考え方が教員間で

共有されているか、それらの取組がどれだけ深く行われ成果を上げているかを総合的に評価することとされた。

そのため、入学者選抜(第2分野)、カリキュラム(第5分野)、授業(第6分野)、成績評価・修了認定(新基準第8分野)について、各場面のみを切り取って評価すれば適合評価となり得るケースであっても、例えば、厳格な成績評価を実施した結果、1年次から3年次までの各年次で一貫して大量の留年者が発生し続けている場合は、そもそも翻って、入学者選抜が果たして適切なものであったのか(入学者の適性が適確に評価され、法曹養成という目的に照らし、入学を認めることが相当な者が選抜されているのか)、また、カリキュラムの内容や実際の授業が、当該法科大学院に入学してくる者の適性(学力等)に合致しているのか等が問われることとなる。法科大学院としては、入学者のその後の成績の推移や進路等も総合して、入学者選抜が適切に行われているか否かを検証していくことも必要であろう。

この新基準の下では、旧基準より一層厳しい評価がなされ、D評価や再評価要請付C評価が増える可能性もある。法科大学院修了者が備えるべきマインド・スキルや「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について、各法科大学院が真摯に協議・検討し、その中核的部分の認識を共有した上で、その到達地点に向かって、各法科大学院の実情に合わせた内容の法曹養成教育を計画・遂行し、その成果として、修了者が法曹に必要なマインド・スキルを獲得することが望まれる。

## 7 第9分野(新基準第8分野)

【9-1-1, 9-1-2(厳格な成績評

価基準の設定・開示／成績評価の厳格な実施)】

(1) 評価結果の傾向

9-1-1においては、C評価が多く見られる。

また、再評価要請付C評価やD評価がなされることも多い。

9-1-2においては、ほとんどが適判定であるが、再評価要請付適合や不適合も見られる。

(2) 原因分析

再評価要請付C評価、D評価の主な理由の一つには、成績評価基準が明確に定まっておらず、どのような成績評価項目を用いるかが、個々の教員に委ねられている点がある。

そのため、科目によっては、発言の有無などに関係なく、授業に出席するだけで加点事由としたり、レポート提出で出席に代えたり、定期試験を実施せず、レポートと平常点のみで成績評価を行ったりする現象が見られた。このような場合、その科目での不合格者はほとんどいなかったり、成績評価も、大部分の受講生に高い評価がついていたりすることが多い。

また、成績評価基準は一応明確に定まっているものの、その内容が適切ではない(出席のみで加点事由となっている等)事例もあった。

さらに、A、B、C評価の分布割合を予め定めているものの、幅が大きいため、割合が実質的に機能していなかったり、基準の上では合否は絶対評価としながら、不合格者の割合を定めている法科大学院も目立った。

9-1-2は、そもそも9-1-1で評価基準が不明確なため、実施が厳格に行われていない場合に、不適合や再評価要請となることが多い(なお、不適合となった2校のうち、1校は9-1-1で

D評価、1校はC評価である。また、再評価要請となった3校のうち、2校は9-1-1で再評価要請付C評価、1校がC評価である)。

また、基準は一応明確なものがあるが、各教員が当該基準に従って成績評価を行っていないというケースもある。

いずれにしても、不合格者がいないかほとんど出ない場合、あるいは受講生の成績が全体にA、Bばかりの場合は、合理的な理由がない限り、厳格な成績評価の実施がなされていないと疑われることとなろう。

基準に従って評価していないという例では、本来の基準は(合否以外は)相対評価となっているが、受講生が少ないため、絶対評価で成績評価をしていたという例もあった。

評価報告書においても、「当該法科大学院が採用する相対評価基準は、その上限をとるとA～C評価のみで全履修生に対する評価が可能となる点において緩やかであると言わざるを得ず、厳格性の点で問題がある」、「不可(不合格)の評価割合を「0～20%」と規定し、「『不可』とされるものが多数いる場合には、評価割合を超えることがある」表示している点は、改善を検討すべきである」との記述がある。

その他、成績評価の開示時期、方法等に問題があるというケースも存在した。

(3) 第2巡目に向けた提言(新基準との関係)

新基準においては、これまで同様、科目ごとの到達目標を定め、その目標に照らして厳格な成績評価を行うことに加え、当該評価基準が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたもの」である必要がある。

これまでも、当財団の認証評価にあた



っては、実際の答案を確認するなど、成績評価基準が形式的に整っているかだけでなく、その評価の中身の適切性についても確認を行ってきたが、今後はそこに「最低限修得すべき内容を踏まえているか」という視点が加わることになる。法科大学院としては、当該法科大学院の特徴に合わせた到達目標について真摯に議論し、認識を共有することが求められる。もっとも、定期試験等において網羅的に当該科目の範囲を出題することはおよそ不可能であることから、評価手法としては、これまでと大きく変わることはないと思われる。

また、第1巡目の評価で、受講生の少なさから、(合否以外) 相対評価を前提とした評価基準にそぐわないため、独自の評価を行っている科目があるというケースが見られた。

成績評価基準としては、相対評価基準と絶対評価基準とがあり得るが、いずれの成績評価基準を採用するにせよ、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたもの」である必要があることに留意いただきたい。

#### 【9-2-1 (修了認定基準等の設定・開示)】

##### (1) 評価結果の傾向

ほとんど大部分がA、B評価。再評価要請付C評価は1校のみ。

##### (2) 原因分析

修了認定、進級要件について、ほとんどの法科大学院がいわゆる「単位積み上げ方式」を採用しているため、一定単位が修得できれば自動的に修了認定基準を満たす建て付けになっている(これにGPA基準を加えるところも多い)。

再評価要請付C評価は、同じく単位積み上げ方式にGPAを組み合わせた修了基準であったが、基準変更が頻繁であり、

適切な時期に設定・開示できなかったというケースであった。

##### (3) 第2巡目に向けた提言(新基準との関係)

第2巡目においてもこれまで通り、「単位積み上げ方式」の法科大学院がほとんどであろうことから、基本的には成績評価基準及びその実施が適切であれば、修了認定において問題となることはあまり多くないと思われる。もっとも、新基準においては「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了要件が設定されていることが求められる。GPAの活用や、進級制度の活用などのほか、「3年間で最低限修得すべき内容を備えた学生を育成できたか」という観点から、総仕上げとしてのチェックを修了認定において行うことも一つの方法ではあるが、そのような方法をとらなくても、例えば、3年次において、主要な科目への学力錬成(法科大学院修了者として必要な水準への到達)を支援する役割を持つ科目を設置することなど、様々な工夫が考えられよう。

### Ⅲ おわりに

以上、第1巡目の認証評価について一応の総括を試みたが、不備・不足の点もなお多々あると思われる。今後も、第1巡目の認証評価を振り返り、検証を続けつつ、現在既に始まっている第2巡目の認証評価において、これを活かしていきたい。

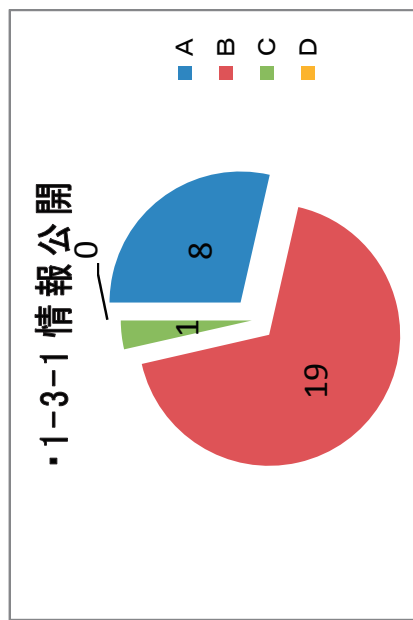
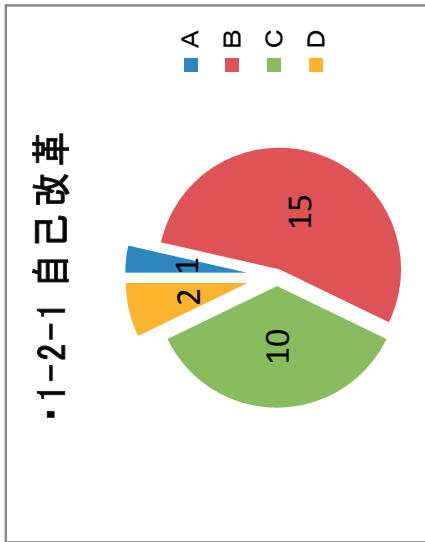
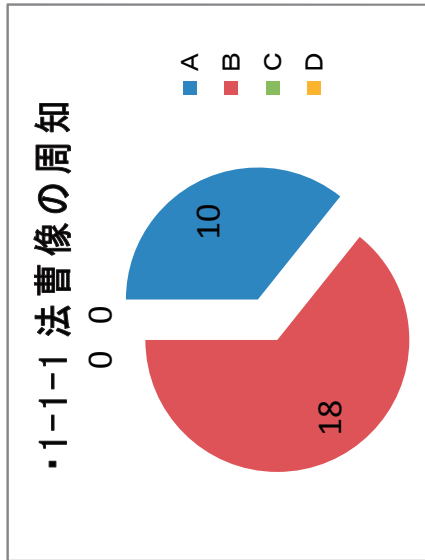
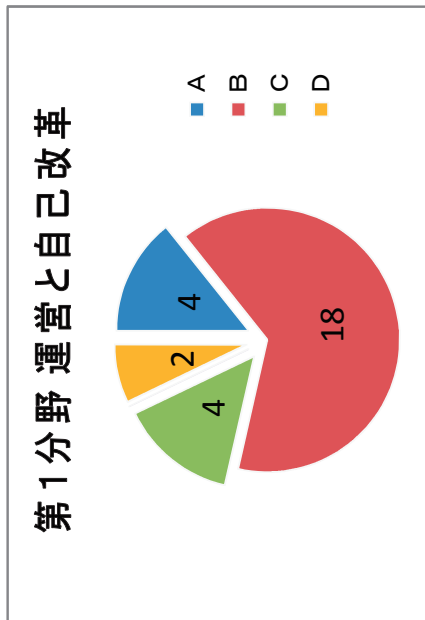
### Ⅳ 別紙

#### 1 評価基準ごとの評価結果のまとめ

##### 2-1 新評価基準

##### 2-2 旧評価基準

■ 第1 巡目認証評価結果 (第1分野)

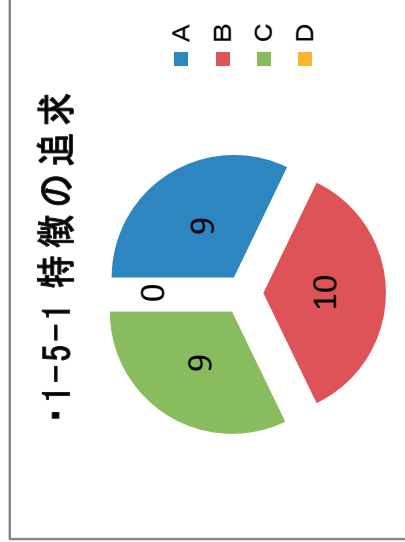


・1-4-1 法科大学院の自主性・独立性

適合	28校
不適合	0校

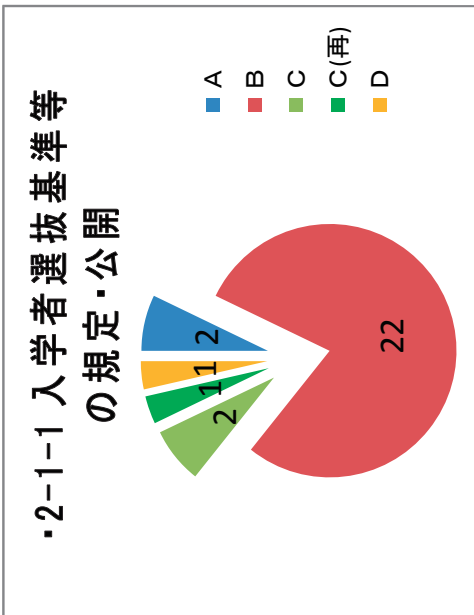
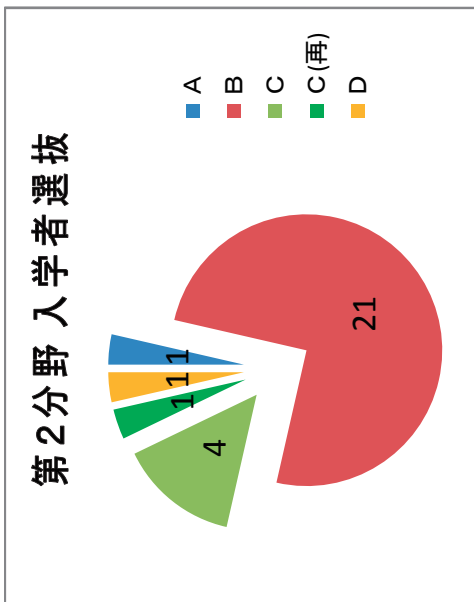
・1-4-2 学生への約束の履行

適合	28校
不適合	0校



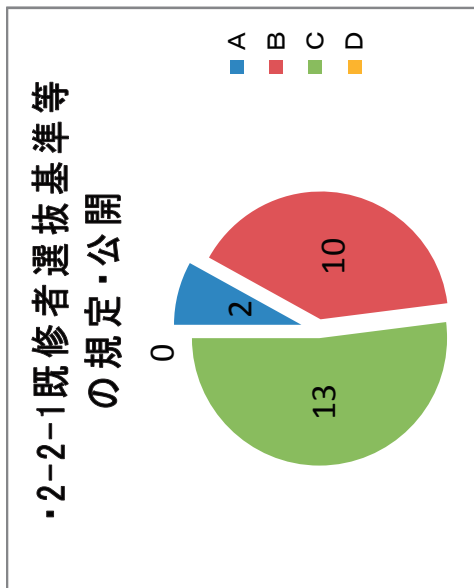
	A	B	C	D	合	不適
第1分野 運営と自己改革	4	18	4	2		
・1-1-1 法曹像の周知	10	18	0	0		
・1-2-1 自己改革	1	15	10	2		
・1-3-1 情報公開	8	19	1	0		
・1-4-1 法科大学院の自主性・独立性					28	0
・1-4-2 学生への約束の履行					28	0
・1-5-1 特徴の追求	9	10	9	0		

■第1 巡目認証評価結果（第2分野）



・2-1-2 入学者選抜の実施

評価基準	件数
適合	27校
不適合	1校



・2-2-2 既修者選抜の実施

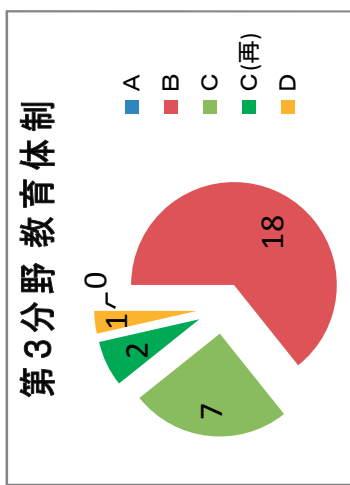
評価基準	件数
適合	25校 (3校評価なし)
不適合	0校

・2-3-1 入学者の多様性の確保

評価基準	件数
適合	28校
不適合	0校

第2分野	入学者選抜	A	B	C	C(再)	D	合	不適
・2-1-1	入学者選抜基準等の規定・公開	1	21	4	1	1	1	
・2-1-2	入学者選抜の実施	2	22	2	1	1	1	
・2-2-1	既修者選抜基準等の規定・公開	2	10	13		0	27	1
・2-2-2	既修者選抜の実施						25	0
・2-3-1	入学者の多様性の確保						28	0

第1 巡回認証評価結果 (第3分野)



・3-1-1 専任教員の数

適合	28校
不適合	0校

・3-1-2 専任教員の必要数

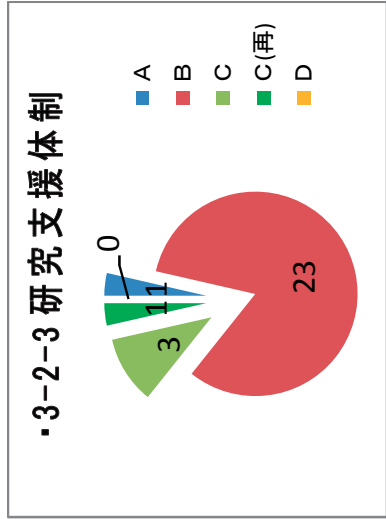
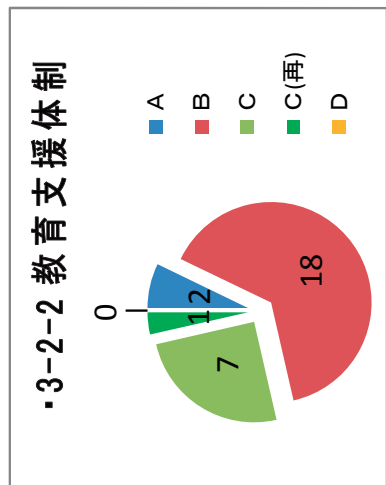
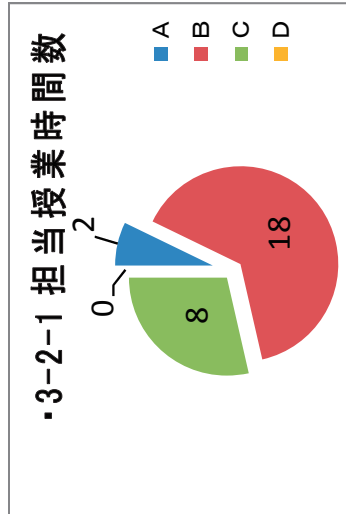
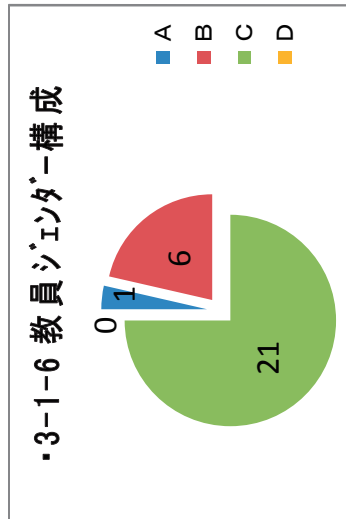
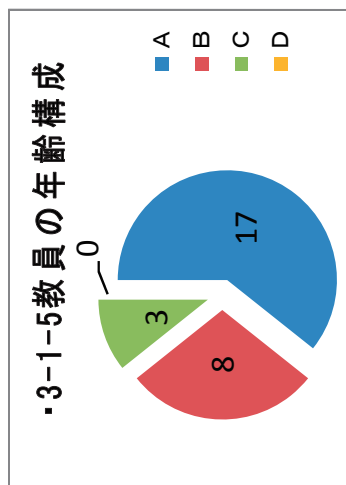
適合	25校
適合(再)	2校
不適合	1校

・3-1-3 実務家教員の割合

適合	28校
不適合	0校

・3-1-4 教授の比率

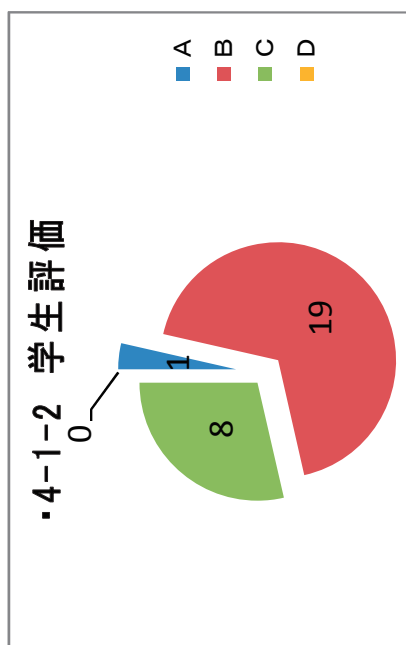
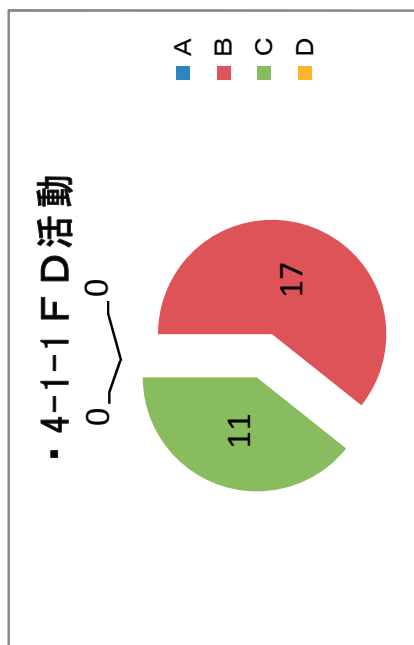
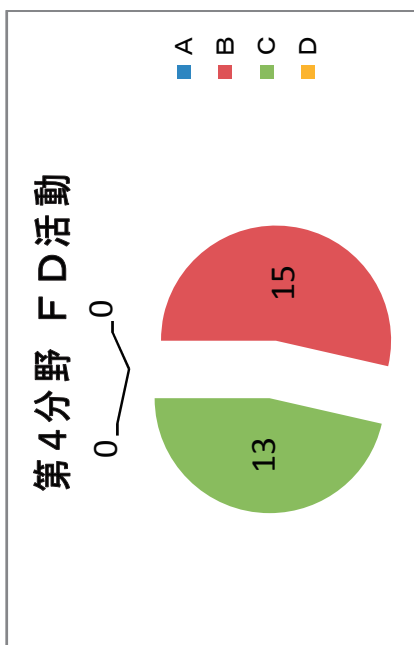
適合	28校
不適合	0校



第3分野	教育体制	A	B	C	C(再)	D	不適合(再)
・3-1-1	専任教員の数	0	18	7	2	1	
・3-1-2	専任教員の必要数						28
・3-1-3	実務家教員の割合						25
・3-1-4	教授の比率						28
・3-1-5	教員の年齢構成	17	8	3	0	0	
・3-1-6	教員のシッター構成	1	6	21	0	0	
・3-2-1	担当授業時間数	2	18	8	0	0	
・3-2-2	教育支援体制	2	18	7	1	0	
・3-2-3	研究支援体制	1	23	3	1	0	

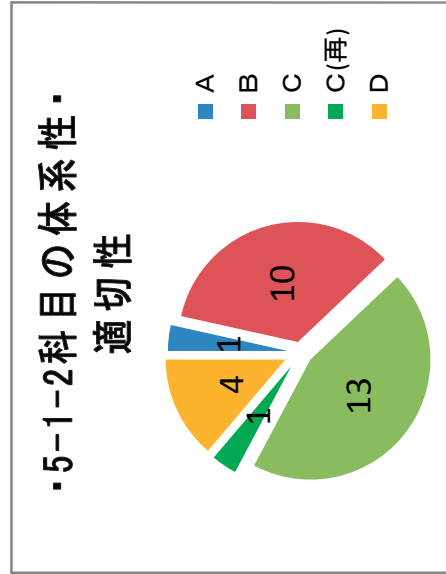
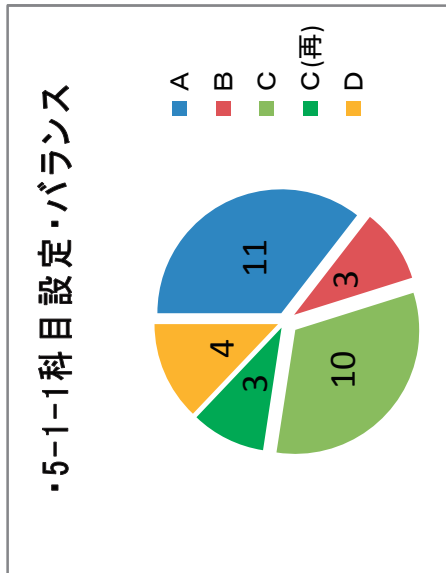
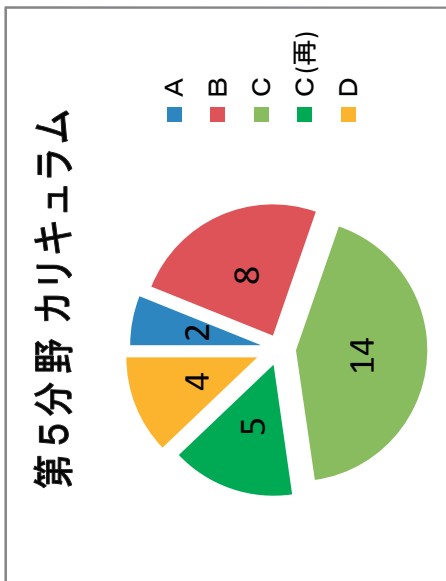


■第1巡目認証評価結果（第4分野）



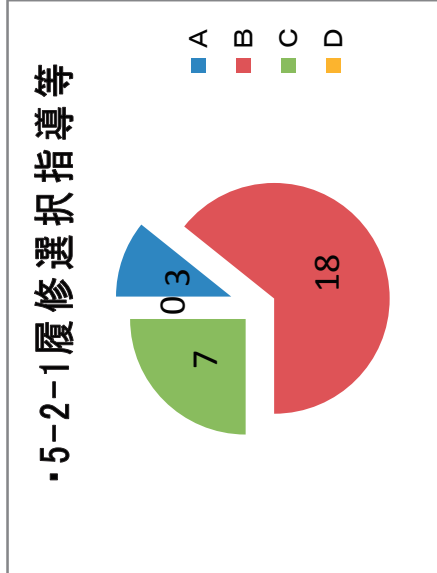
第4分野	FD活動	A	B	C	D
・4-1-1	FD活動	0	15	13	0
・4-1-2	FD活動	0	17	11	0
・4-1-2	学生評価	1	19	8	0

■ 第1 巡目認証評価結果 (第5分野)



・5-1-3 法曹倫理の開設

適合	28校
不適合	0校

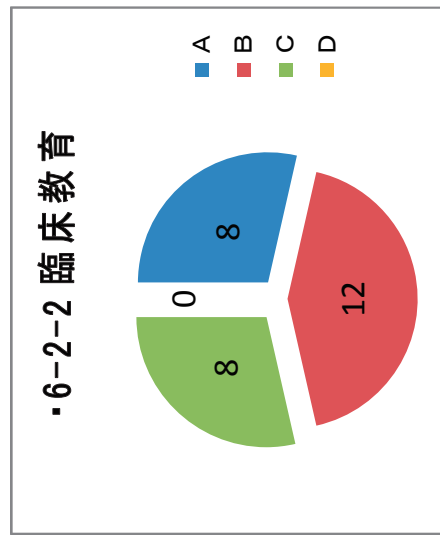
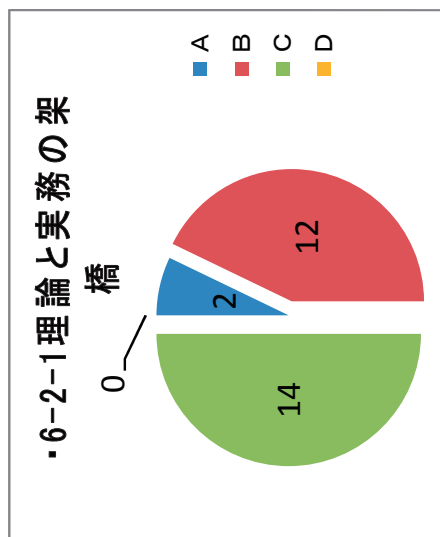
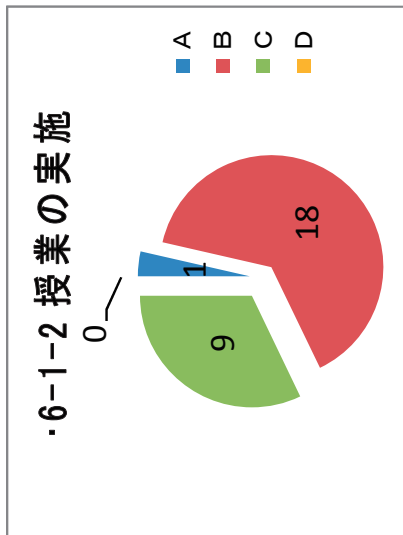
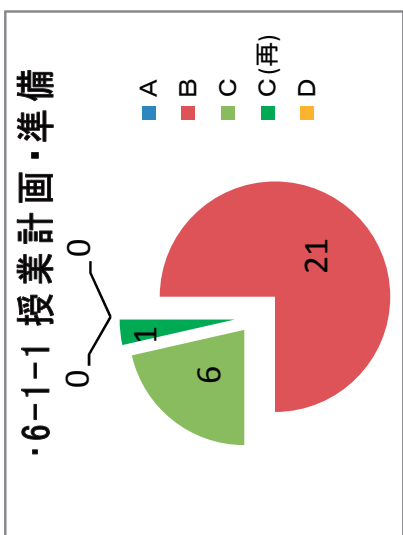
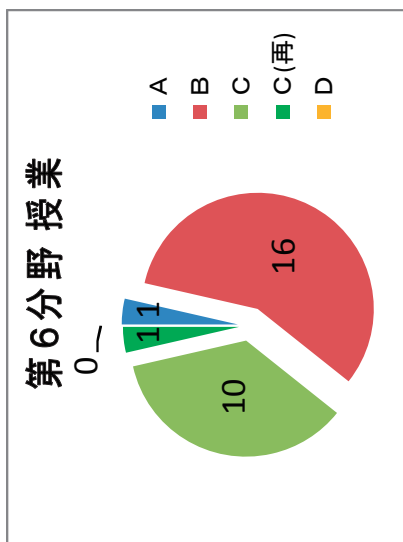


・5-2-2 履修登録の上限

適合	24校
適合(再)	1校
不適合	3校

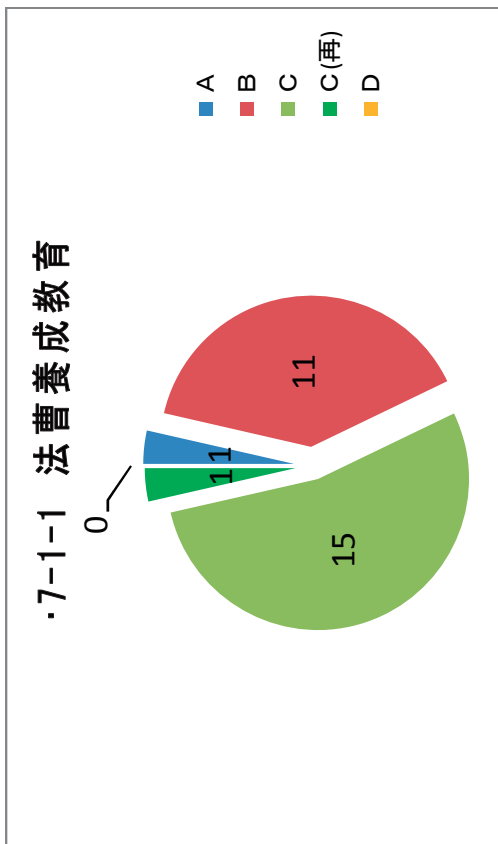
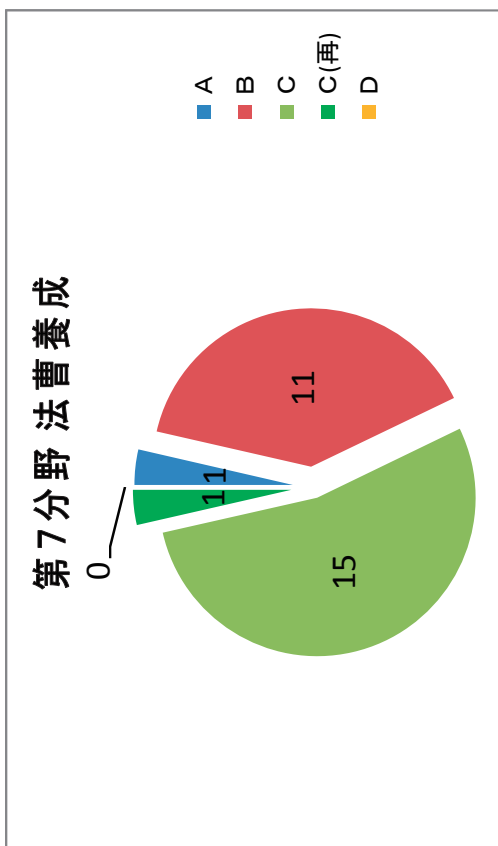
第5分野	カリキュラム	A	B	C	C(再)	D	適合	不適合
・5-1-1	科目設定・バランス	2	8	14	5	4		
・5-1-2	科目の体系的・適切性	1	10	13	1	4		
・5-1-3	法曹倫理の開設					28		0
・5-2-1	履修選択指導等	3	18	7		0		
・5-2-2	履修登録の上限					24	1	3

■第1巡目認証評価結果（第6分野）



第6分野	授業	A	B	C	C(再)	D
・6-1-1	授業計画・準備	0	21	6	1	0
・6-1-2	授業の実施	1	18	9	0	0
・6-2-1	理論と実務の架橋	2	12	14	0	0
・6-2-2	臨床教育	8	12	8	0	0

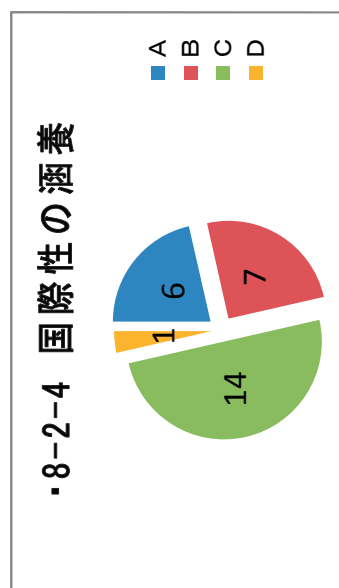
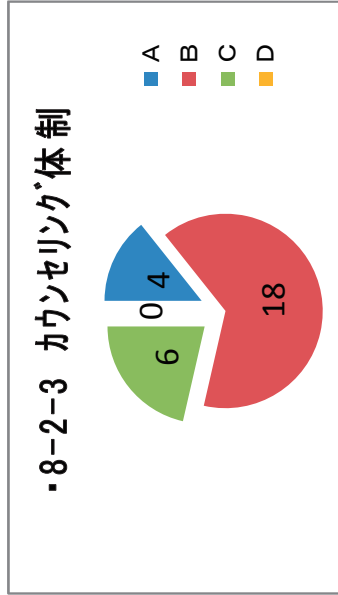
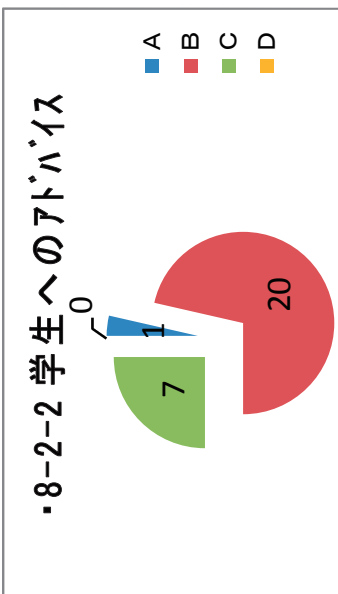
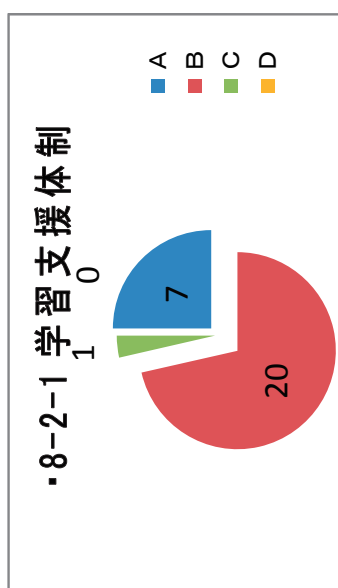
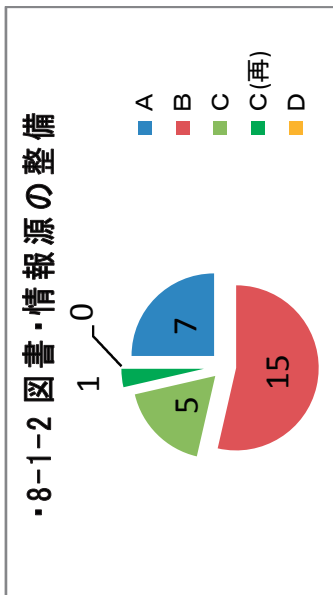
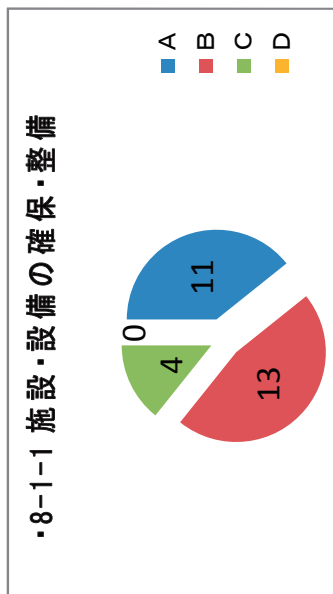
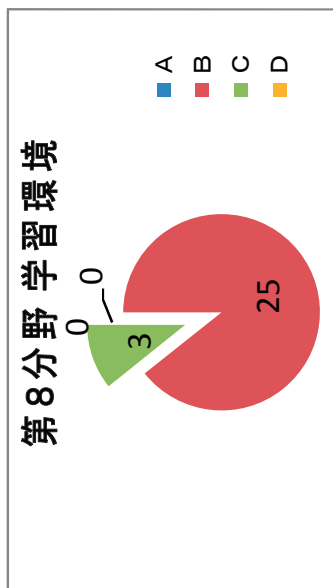
■第1巡目認証評価結果（第7分野）



	A	B	C	C(再)	D
第7分野 法曹養成	1	11	15	1	0
・7-1-1 法曹養成教育	1	11	15	1	0



第1 巡目認証評価結果 (第8分野)



-8-3-1 クラス人数

適合	28校
不適合	0校

-8-3-2 入学者数

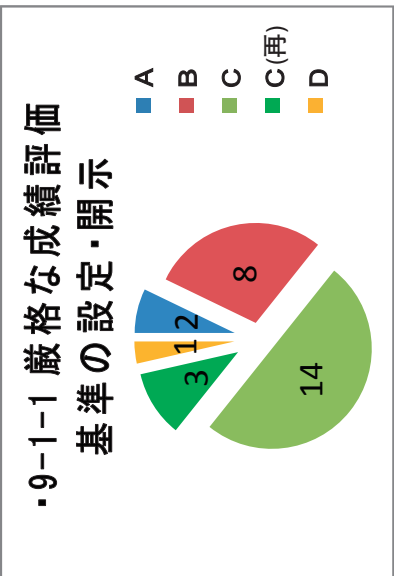
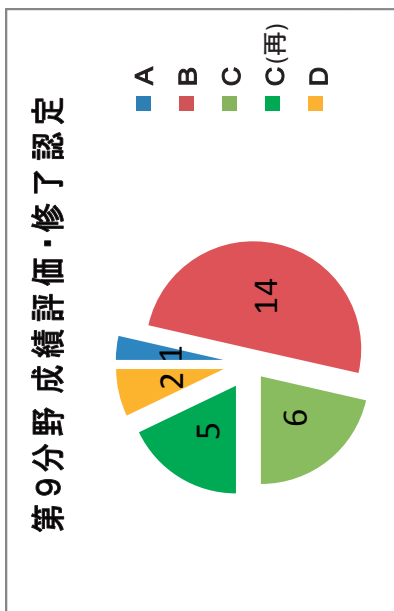
適合	28校
不適合	0校

-8-3-3 在籍者数

適合	28校
不適合	0校

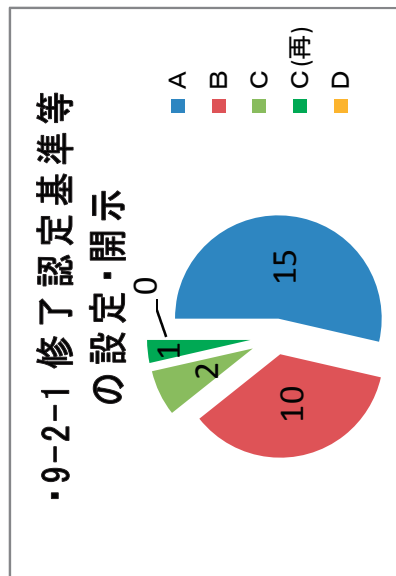
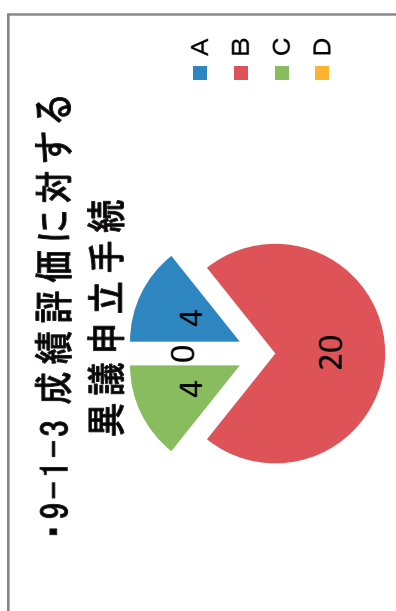
第8分野	学習環境	A	B	C	C(再)	D	合	不適
-8-1-1	施設・設備の確保・整備	11	13	4			0	0
-8-1-2	図書・情報源の整備	7	15	5	1		0	0
-8-2-1	学習支援体制	7	20	1			0	0
-8-2-2	学生へのアドバイス	1	20	7			0	0
-8-2-3	カウンセリング体制	4	18	6			0	0
-8-2-4	国際性の涵養	6	7	14		1	28	0
-8-3-1	クラス人数						28	0
-8-3-2	入学者数						28	0
-8-3-3	在籍者数						28	0

第1 巡回認証評価結果 (第9分野)



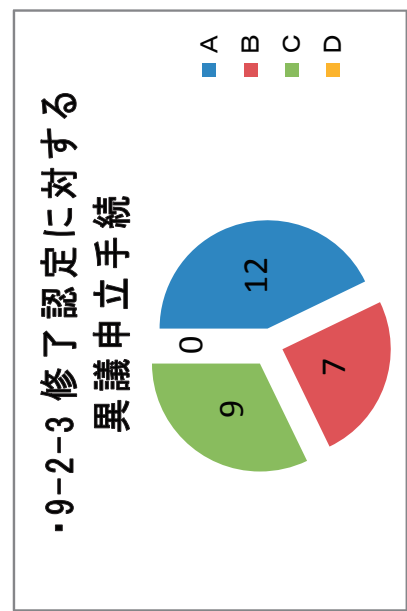
・9-1-2 成績評価の厳格な実施

適合	23校
適合(再)	3校
不適合	2校



・9-2-2 修了認定等の適切な実施

適合	28校
不適合	0校



第9分野	A	B	C	C(再)	D	適合	適合(再)	不適
成績評価・修了認定	1	14	6	5	2			
厳格な成績評価基準の設定・開示	2	8	14	3	1			
成績評価の厳格な実施						23	3	2
成績評価に対する異議申立手続	4	20	4		0			
修了認定基準等の設定・開示	15	10	2	1	0			
修了認定等の適切な実施							28	0
修了認定に対する異議申立手続	12	7	9		0			

## 法科大学院評価基準

2010年5月11日

2010年12月1日（一部改正）

日弁連法務研究財団

### 第1分野 運営と自己改革

#### 1-1 法曹像の周知

- ◎ 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。  
(多)

#### 1-2 特徴の追求

- 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。(多)

#### 1-3 自己改革

- ◎ 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。  
(多)

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

#### 1-4 法科大学院の自主性・独立性

- ◎ 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。(合)

## 1-5 情報公開

- ◎ 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。(多)

## 1-6 学生への約束の履行

- 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。(合)

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

- ◎ 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。(多)

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

### 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

- ◎ 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。(多)

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既



修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

- ◎ 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(多)

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

## **第3分野 教育体制**

### 3-1 教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要数及び適格性〉

- ◎ 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。(合)

(注)

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員(入学定員に3を乗じた数)に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。  
② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。  
③ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。  
④ 専任教員の半数以上は教授であること。

### 3-2 教員体制・教員組織(2)〈教員の確保・維持・向上〉

- 継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。(多)

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

- 教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。  
(多)

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

- 教員の年齢構成に配慮がなされていること。(多)

### 3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

- 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。(多)

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

- 専任教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。(多)

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

- 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。  
(多)

## **第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み**

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

- ◎ 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。(多)

### 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

- 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。  
(多)

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉

- ◎ 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。（多）

（注）

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」とは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

### 5-2 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉

- ◎ 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。（多）

（注）

- ① 「体系的かつ適切に」とは，当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が，効果的に学習できるように配置されていることをいう。

### 5-3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉

- 法曹倫理を必修科目として開設していること。（合）

（注）

- ① 「法曹倫理」とは，法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務，誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解，及び裁判官，検察官，弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

### 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

- 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。（多）

### 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

◎ 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。(合)

(注)

① 修了年度の年次は44単位を上限とすることができる。

## 第6分野 授業

### 6-1 授業

◎ 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。(多)

(注)

① 「授業の計画・準備が適切になされ」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。

② 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

### 6-2 理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉

● 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。(多)

### 6-3 理論と実務の架橋(2)〈臨床科目〉

○ 臨床科目が適切に開設され実施されていること。(多)

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

- ◎ 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(合)

(注)

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

#### 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

- ◎ 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(合)

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

#### 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

- ◎ 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。(合)

(注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

#### 7-4 施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉

- ◎ 教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

(多)

#### 7-5 施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉

- ◎ 教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。(多)



### 7-6 教育・学習支援体制

- 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。  
(多)

### 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

- 学生生活を支援するための体制が備わっていること。(多)  
(注)
  - ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

- 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)

## **第8分野 成績評価・修了認定**

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

- ◎ 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。(多)

### 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

- ◎ 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。(多)  
(注)
  - ① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない、100単位程度までで設定されることが望ましい。

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

- 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

- ◎ 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。(多)

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

(参考) 評価基準の分類について

- ◎ 法令由来基準 設置基準等の法令に由来する評価基準
  - 追加基準A 法令由来基準以外で重要な評価基準
  - 追加基準B 法令由来基準及び追加基準A以外で充足すべき評価基準
- 個々の評価基準の評価を踏まえつつ、すべての評価基準の評価を総合考慮して、「適格」、「不適格」と判定する。◎及び●基準については、1つでも満たさない場合は、原則として不適格と判定されるが、当該評価基準の不適合の程度(逸脱の度合い)、期間、早期改善の蓋然性、第9分野その他の関連する評価基準の評価結果などを総合考慮し、法曹養成教育機関として重大な欠陥があるとまでは認められないときは、適格と判定されることもある。また、○基準については、満たさないものがあっても、それだけでは直ちに不適格と判定されないが、当該評価基準の不適合の程度(逸脱の度合い)、期間、早期改善の蓋然性、第9分野その他の関連する評価基準の評価結果などを総合考慮し、法曹養成教育機関として重大な欠陥があると認められるときは、不適格と判定されることもある。

## 法科大学院評価基準

2006年4月1日施行

日弁連法務研究財団

## 1. 運営と自己改革

## 1-1 法曹像の周知

- ◎ 1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。(多)

## 1-2 自己改革

- ◎ 1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。(多)

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院でなす法曹養成教育の内容等を不断に見直し、教育効果の検証等を反映させて、その法科大学院の使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検評価活動(学校教育法第69条の3第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動も内容は評価基準4-1-1の評価対象とする。

## 1-3 情報公開

- 1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。(多)

(注)

- ① 「教育活動等に関する情報」とは、基本方針、入学者選抜の基準・方法、教員や職員の体制、カリキュラム、シラバス、教え方、学生(在籍者数、収容定員等)、奨学金等の学生支援体制、施設や設備環境、成績評価や修了認定の基準や判定手続、自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、また入学志望者や修了生の就職先等、社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。
- ② 「学内外からの評価や改善提案に適切に対応している」とは、公開された情報や情報公開の範囲・方法についての質問、意見、要望、改善提案等に、法科大学院として適切に対応していることをいう。

1-4 管理運営

- ◎ 1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。  
(合)
- 1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。(合)

1-5 特徴の追求

- 1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。  
(多)

2. 入学者選抜

2-1 入学者選抜

- ◎ 2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多)  
(注)

① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正な選抜基準及び選抜手続をいう。公正とは、法曹養成と合理的関係の無いこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

- ◎ 2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。(合)

2-2 既修者認定

- ◎ 2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多)

(注)

① 「適切な法学既修者の選抜基準」とは、既修単位認定を行う全科目につき、当該法科大学院で履修し単位認定をする場合と同程度以上の能力のあることを認定するという目的に照らして、単位認定の基準及び方法に合理性が認められ、かつ公平・公正な基準であること、及び関係法令に適合した基準であることをいう。

- ◎ 2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。(合)

### 2-3 多様性

- ◎ 2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(合)

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、原則として最終学歴卒業後3年を経過したものをいう。

## 3. 教育体制

### 3-1 教員体制

- ◎ 3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。(合)

(注)

- ① 「学生」数とは、収容定員（入学定員を3倍した数）をいう。

- ◎ 3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。(合)

(注)

- ① 「各分野毎の専任教員の必要数」は、(i) 入学定員が100人以下の法科大学院では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目につき1人、(ii) 入学定員が101人以上200人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上、(iii) 入学定員が200人以上の法科大学院では、公法系4人、刑事系4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人である。

- ◎ 3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。(合)

(注)



- ① 「5年以上の実務経験」とは、いわゆる法曹三者としての職務経験の他、企業や公共団体等の法務担当部門等で法律（日本法に限らない）の解釈・適用に関する業務を執り行っていた経験をいう。
  - ② 「2割以上」とは、法令上必要とされる専任教員の数に対する「5年以上の実務経験を有する専任教員」の割合が2割以上であることをいう。
- ◎ 3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。(合)
  - 3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。(多)
  - 3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。(多)

### 3-2 教員支援体制

- 3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。(多)
- 3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。(多)
- 3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。(多)

## 4. 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

- ◎ 4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。(多)
- 4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。(多)

## 5. カリキュラム

## 5-1 科目構成

- ◎ 5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。(多)

(注)

- ① 「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは、必修や選択必修の構成、開設科目のこま組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

- ◎ 5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。(多)

(注)

- ① 「体系的かつ適切に」とは、養成を目指す法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

- 5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。(合)

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう

## 5-2 履修

- 5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。(多)

- ◎ 5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。(合)

## 6. 授業

6-1 授業

- ◎ 6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。(多)
- ◎ 6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。(多)

(注)

- ① 「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施されている」とは、開設科目の効果的な履修に向け、予習指示、授業の仕方、授業後のフォロー等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが重要である。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。

6-2 理論と実務の架橋

- 6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。(多)
- 6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。(多)

(注)

- ① 「臨床科目」とは、社会で実際に起こっている問題を題材として事例研究や法曹としての対応の仕方を学習する科目をいう。
- ② 「適切に開設されている」とは、弁護士法等の法令を遵守した形態で開設しているのみならず、実施にあたって依頼者の利益を損なわない、法令違反等の問題を起こさぬように適切な段取りを実施していることを含む。

## 7. 法曹に必要な資質・能力の養成

## 7-1 法曹に必要な資質・能力の養成

- 7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。(多)

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。

## 8. 学習環境

## 8-1 施設・設備

- ◎ 8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。(多)
- ◎ 8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。(多)

## 8-2 学生支援体制

- 8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。(多)

(注)

- ① 身体的障害を持つ者や経済的困窮者も就学できるようにするための対策が講じられていることは本評価基準で評価する。
- 8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)
- 8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。(多)
- 8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。(多)

## 8-3 学生数

- ◎ 8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数である

こと。(合)

(注)

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

◎ 8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(合)

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

◎ 8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。(合)

(注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。



## 9. 成績評価・修了認定

## 9-1 成績評価

- ◎ 9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。(多)
- ◎ 9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。(合)
- 9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)

## 9-2 修了認定

- ◎ 9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。(多)

(注)

- ① 「適切に」設定されているとは、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他学や他の法科大学院等との単位互換条件等が適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない、100単位程度までで設定されることが望ましい。
- ◎ 9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。(合)
- 9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。(多)

(参考) 評価基準の分類について

- ◎ 法令由来基準 設置基準等の法令に由来する評価基準。
- 追加基準A 法令由来基準以外で重要な評価基準。充足が必須。
- 追加基準B 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準。

個々の評価基準の評価をふまえ、評価対象法科大学院の適格・不適格を以下の方式に従い判定する。

- ①◎法令由来基準の一つでも不適合又はD評価であれば当該法科大学院は「不適格」とする。
- ②●追加基準Aの一つでも不適合又はD評価であれば、当該法科大学院は原則「不適格」とする。但し、他の評価基準の評価結果も考慮すると当該法科大学院としては当該不適合又はD評価は補われていると判断できる場合は「不適格」とはならない。
- ③○追加基準Bは、不適合又はD評価であっても、それだけで当該法科大学院を「不適格」とは判定しない。